

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和7年4月3日(木)

2 発生日時

令和7年3月初旬ころから令和7年3月18日(火)までの間

3 被害品

現金100万円

4 被害者

和歌山市内居住の60代女性

5 状況

令和7年3月初旬ころ、被害者方の固定電話に、金融機関職員を名乗る男から電話があり、「あなたには製菓会社の債権を購入する権利がある。購入しないなら権利を譲ってほしい。」と言われ、これを承諾したところ、後日、大阪府警の警察官を名乗る男から「債権の購入権利を譲渡したことは犯罪になる。警察に協力してくれば大事にならない。」などと言われ、言われるがままインターネットバンキングの口座を開設し、同年3月18日、その口座に100万円を送金しました。

さらに、携帯電話機のSNSアプリの画面共有機能を使って、警察官を名乗る男とビデオ通話しながら、言われるがまま画面を操作して暗号資産取引所の口座を開設し、インターネットバンキングの口座に入金していた100万円を暗号資産取引所の口座に送金しました。

その後、警察官から口座開設や送金を指示されたことを不審に思い、警察に相談したところ、100万円が暗号資産に交換され、別の口座に送金されていることが分かったものです。

6 その他

和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫? かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508 (これは) -878 (わなや)

を開設(24時間)しています。

有名人を騙って「必ず儲かる」、「投資の仕方を教えてあげる」、見知らぬ人から「友達申請」や「必ず儲かる」、「電子マネーを買って番号を教えて」、「キャッシュカードを渡して」、「保険料を還付します」といったことを電話やメール、SNSで受ければ、すぐにちょっと確認電話にて確認してください。